0 租税特別措置法施行規則等の 租税特別措置法施行規則 (昭和三十二年大蔵省令第十五号) 部を改正する省令 新旧対照条文 抄)

正

改

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の九

2

3 各号に掲げる場合とし、 るものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社とす 法第七十条の七第二項第一号に規定する財務省令で定める場合は 同号に規定する財務省令で定める会社に相当す 次

この条において「合併承継会社」という。) 当該合併により当該認定会社の権利義務の全てを承継した会社 (次号において「認定会社」という。) が合併により消滅した場合 法第七十条の七第二項第四号に規定する円滑化法認定を受けた会社

4 { 21

類は、次に掲げる書類とする。 法第七十条の七第九項に規定する財務省令で定める事項を記載し た書

 \mathcal{O} つて、 請書の写し(同項の規定に基づき都道府県知事に提出されたものであ の事由に係るものに限る。)の写し及び円滑化省令第七条第二項の申 を満たす者が二以上ある場合には、 記載があるものに限る。) 円滑化省令第七条第四項の認定書(円滑化省令第六条第一項第七号 法第七十条の七第二項第三号イからへまでに掲げる要件の全て 認定贈与承継会社が定めた一の者

23 \$ 40 六~八

改

正

前

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の九 同 上

2 上上

同同

3

以下この条において「合併承継会社」という。) 合 当該合併により当該認定会社の権利義務の全てを承継した会社(会社(次号において「認定会社」という。)が合併により消滅した場 法第七十条の七第二項第四号に規定する経済産業大臣認定を受けた

二 同 上

22 4 5 同 21 上 同 上

一 〈 匹

Ŧ. を満たす者が二以上ある場合には、 請書の写し(同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものであ \mathcal{O} の記載があるものに限る。) つて、法第七十条の七第二項第三号イからへまでに掲げる要件の全て 事由に係るものに限る。)の写し及び円滑化省令第七条第二項の申 円滑化省令第七条第四項の認定書(円滑化省令第六条第一項第七号 認定贈与承継会社が定めた一の者

23 \$ 40 六~八 同 同 上 上